

令和8年度 女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第21条関係）及び
特定事業主行動計画に基づく実施状況の公表（女性活躍推進法第19条第6項関係）

雲仙市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法第120号）に基づき「雲仙市特定事業主行動計画」を策定しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、雲仙市における女性の活躍状況を公表いたします。

特定事業主名：雲仙市

令和8年7月31日公表

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88.9	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	104.1	%
全職員	72.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	98.3	%
本庁課長相当職	103.0	%
本庁課長補佐相当職	95.6	%
本庁係長相当職	94.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	108.5	%
31～35年	94.2	%
26～30年	96.7	%
21～25年	93.9	%
16～20年	94.0	%
11～15年	103.5	%
6～10年	98.2	%
1～5年	83.2	%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、勤務日が不定期である会計年度任用職員及び旧臨時職員（登録雇用型）は含めていない。
- ・時間外勤務手当について、男性職員の方が女性職員よりも時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の支給額に占める男性の割合は 78.1%となっている。
- ・扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 91.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は 70.8%となっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員」における女性職員の割合は 23.8%（男性：293.1 人、女性：91.8 人）に対し、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員における女性の職員の割合は 56.8%（男性：138.1 人、女性：181.7 人）となっており、全職員で比較した場合の男女の給与の差異が大きくなっている。

（２）管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度４月１日時点）

区分	目標値 令和１２年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
管理的地位にある職員	12.0 %	6.8 %	10.2 %	14.3 %

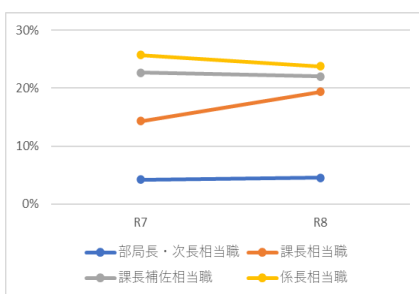
【説明欄】

- ・管理職登用比率（男女それぞれの管理職数／男女それぞれの職員数）は男性 16.1%、女性 8.2%となっている。
- ・令和8年度より「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」における管理職の定義と同様の取扱いとし、教育職俸給表の支給者は除く。

（３）各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	4.5 %
本庁課長相当職	19.4 %
本庁課長補佐相当職	22.0 %
本庁係長相当職	23.8 %

【説明欄】



- ・各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の伸び率 (R8-R7)

部局長・次長相当職	0.3% ポイント
課長相当職	5.1% ポイント
課長補佐相当職	△0.6% ポイント
係長相当職	△1.9% ポイント

※国・県からの派遣職員、再任用短時間職員、教育職俸給表の職員は含まない。

(4) 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	目標値	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
採用日	令和12年度	R6.4.1	R6.7.1	R7.4.1	R7.7.1	R8.4.1	R8.7.1
常勤職員	40%以上	46.2%	0%	40.0%	—	25.0%	0%
非常勤職員		58 %		53 %		61 %	

(5) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	目標値 令和12年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政区分		36.1 %	31.9 %	25.0 %
技術系区分 (建築・土木・水道 等)		16.7 %	33.3 %	0 %
資格免許職区分 (保健師・社会福祉士 等)		100 %	66.7 %	76.5 %
全体	40%以上	39.7 %	36.9 %	36.1 %

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	目標値 令和12年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	85.0 %	25.0 %	37.5 %	68.8 %
女性		100 %	100 %	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	6 %	0 %	—	0 %
1週間以上2週間未満	25 %	0 %	—	0 %
2週間以上1月以下	38 %	0 %	—	0 %
1月超3月以下	25 %	0 %	—	50 %
3月超6月以下	6 %	0 %	—	0 %
6月超9月以下	0 %	50 %	—	25 %
9月超12月以下	0 %	50 %	—	25 %
12月超24月以下	0 %	0 %	—	0 %
24月超	0 %	0 %	—	0 %

(3) 男性職員の出産補助休暇取得率

区分	目標値 令和12年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	100 %	62.5 %	75.0 %	93.8 %

(4) 管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの1月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	目標値 令和12年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	11時間以下	12.6 時間	12.7 時間	13.0 時間

(5) 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	目標値 令和12年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
常勤職員	16 日	10.3 日	11.9 日	12.0 日